

# 大分県報

令和二年  
第八〇号  
二月十四日

（金曜日）

## 目次

### 警察本部訓令

大分県警察条件付採用期間中の職員の免職及び降任の取扱いに関する規程の一部改正……………一

大分県警察における人事評価に関する規程の一部改正……………一三

大分県警察職員分限取扱規程の制定……………一五

### 告示

指定予定保安林（六件）……………三三

道路区域の変更……………三五

### 公告

令和二年度大分県立農業大学校農学部学生の二次募集……………三五

公共測量の終了……………三六

開発行為の完了……………三六

## ○警察本部訓令

### 大分県警察本部訓令第4号

警察本部  
警察学校  
警察署

大分県警察条件付採用期間中の職員の免職及び降任の取扱いに関する規程（平成26年大分県警察本部訓令第7号）の一部を次のように改正する。

令和2年2月14日

大分県警察本部長 竹 迫 宜 哉

第2条第1号中「勤務成績が良くない」を「人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づいて、勤務実績がよくないと認められる」に改め、同条第2号中「心身の故障のため」を「本

部長が指定する医師2名の診断結果等から、心身の故障のため」に改める。

第3条及び第4条を削る。

第5条中「免職等の」を「免職又は降任（以下「免職等」という。）の」に改め、同条を第3条とする。

第6条の見出しを削り、同条第3項中「警務課長」を「警務部警務課長（以下「警務課長」という。）」に改め、「監察課長」の次に「（以下「監察課長」という。）並びに警察学校長」を加え、同条第5項の次に次の4項を加え、同条を第4条とする。

6 委員会は、委員長及び委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

7 委員会の審査は、委員長及び委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

8 委員会の審査は、これを公開しないものとする。

9 委員会の庶務は、警務部警務課において処理するものとする。

第7条を削る。

第17条を第23条とする。

第16条の見出し中「決定等」を「決定」に改め、同条第1項中「前条」を「第17条」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条を第19条とし、同条の次に次の3条を加える。

（解雇の予告）

第20条 職員を免職しようとする場合において、その処分の事由が労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条第1項に規定する被申立者の責めに帰すべき事由に該当しないものであるときは、同項の規定に基づき、少なくとも免職の日の30日前までに、解雇予告通知書（第15号様式）により、当該職員に解雇の予告をするものとする。

（免職等の処分の執行）

第21条 免職等の処分は、処分を受けるべき職員（以下「被処分者」という。）に対し、免職等処分書（第16号様式）及び処分説明書（第17号様式）を所属長を経由して交付することにより行うものとする。ただし、被処分者が免職等処分書及び処分説明書の受取を拒んだときは、その時に交付があったものとみなす。

2 前項の規定による免職等処分書及び処分説明書の交付は、被処分者の所在を知ることができない場合においては、その内容を大分県報に掲載することをもってこれに代えることができるものとし、登載された日から2週間を経過したときに免職等処分書及び処分説明書の交付があったものとみなす。

（免職等処分簿）

第22条 警務課長は、免職等処分簿（第18号様式）及び免職等処分台帳（第19号様式）を備

え、免職等の処分があった都度、処分種別ごとに記録するものとする。

第15条中「審査会の結果を、」を「免職等の処分の要否、種類その他必要と認める事項を決定し、委員長から」に、「第7号様式」を「第13号様式」に改め、同条を第17条とし、同条の次に次の1条を加える。

(委員会の記録)

**第18条** 警務課長は、委員会における審査の日時、出席者、審査の内容等について、委員会審査記録簿(第14号様式)により、その内容を明らかにしておくものとする。

第14条第1項中「第11条第2項」を「第14条第2項」に、「書面による審査」を「書面審査」に改め、同条第2項中「第11条第3項及び第4項」を「第4条第6項及び第7項」に改め、同条を第16条とする。

第13条第1項中「事実」を「事実」に、「第9条第2項」を「第12条第2項」に、「第6号様式」を「第11号様式」に改め、同条第2項中「出席させて」を「出席させ」に改め、同条第3項中「事実について」の次に「証人の呼出しを求め、又は証拠を提出しようとするときは」を加え、「委員長に対し、証人の呼出しを求め、又は証拠を提出することができる」を「証人等要求書(第12号様式)を所属長を経由して委員長に提出しなければならぬ」に改め、同条第5項中「書面による審査」を「書面審査」に改め、同条を第15条とする。

第12条を削る。

第11条第1項中「第8条」を「第11条」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、被申立者が、口頭審査を要求したときは、その要求があった日から7日間は、委員会の審査を行うことができない。

第11条第2項中「書面」を「書面による審査(以下「書面審査」という。)」に改め、「被申立者が」の次に「第12条第2項の」を加え、同条第3項を次のように改める。

3 前項の規定により書面審査が行われる場合には、被申立者は、その審査の期日の3日前までに、弁明書(第10号様式)を所属長を経由して委員長に提出することができる。

第11条中第4項及び第5項を削り、同条を第14条とする。

第10条の見出し中「指示」を「指示等」に改め、同条第1項中「第8条」を「第11条」に、「委員会の審査が終了するまでの間」を「所属長に対し」に、「所要の指示を行うことができる」を「必要な指示を行い、又は被申立者が保管する貸与品若しくは支給品を回収し、保管しよう命ずるものとする」に改め、同条第2項中「前項の指示」を「前項の措置」に改め、「認めるときは」の次に「、所属長に対し」を加え、「当該指示を解除するものとする」を「勤務に関する所要の指示の解除を命じ、又は保管した貸与品若しくは支給品

を交付しよう命ずるものとする」に改め、同条を第13条とする。

第9条第1項中「あったときは」の次に「、審査の期日の14日前までに」を加え、「第4号様式」を「第8号様式」に改め、同条第2項中「場合において、」の次に「委員会の審査に出席して」を加え、「第5号様式」を「第9号様式」に改め、同条を第12条とする。

第8条中「第3条第2項又は第4条第1項」を「前条第2項」に、「第3号様式」を「第7号様式」に改め、同条を第11条とし、第4条の次に次の6条を加える。

(除斥)

**第5条** 委員長及び委員は、自己の親族が免職等を申し立てられた職員(以下「被申立者」という。)であるときその他審査の公正を妨げるおそれがあるときは、審査に参加することができない。

(免職等事由該当者の報告)

**第6条** 所属長は、所属の職員が第2条第1号から第3号までに掲げる事由(以下「免職等事由」という。)のいずれかに該当するおそれがあるときは、免職等事由該当職員認知報告書(第1号様式)により、直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた本部長は、直ちに事実関係の調査を警務課長に指示するものとする。

(監察課長の責務)

**第7条** 監察課長は、職員が免職等事由のいずれかに該当するおそれがあるときは、その旨を当該職員の所属する所属の長及び警務課長に通報しなければならない。

(警務課長等の責務)

**第8条** 警務課長は、第6条第2項の指示又は前条の通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査し、その結果を本部長に報告しなければならない。

2 職員は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

(警告書等の措置)

**第9条** 本部長は、前条第1項の調査結果により、職員が第2条第1号又は第3号に該当すると認めるときは、所属長を経由して当該職員に対し、警告書(第2号様式)を交付し、免職等の処分が行われる可能性がある旨を警告して改善を求めるものとする。

2 前項の規定による警告を受けた職員は、弁明書(第3号様式)を提出することにより、本部長に弁明をすることができる。

3 本部長は、前条第1項の調査結果により、職員が第2条第2号に該当するおそれがあると認めるときは、速やかに、所属長を経由して当該職員に対し、受診命令書(第4号様式)により、本部長が指定する医師2名の診断を受けてその診断書を提出しよう命ずる

ものとする。

(所属長の責務)

**第10条** 所属長は、前条第1項の規定により警告書を交付された職員に対し、指導等の措置を行うものとする。

2 所属長は、前項に規定する職員に対して一定期間指導等の措置を行ったにもかかわらず改善が認められず、第2条第1号若しくは第3号に該当すると認める場合又は前条第3項の受診命令により提出を受けた診断書の内容から第2条第2号に該当すると認める場合は、免職等処分申立書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、警務課長を経由して本部長に申し立てなければならない。

(1) 身上調査書(第6号様式)

(2) 被申立者の聴取書又は始末書(被申立者が供述若しくは始末書の提出を拒んだときは所在不明その他やむを得ない事由があり被申立者の聴取書若しくは始末書が得られないときは、所属長が作成する事実調査書)

(3) 関係者の聴取書又は陳述書

(4) 免職等事由が第2条第2号に掲げるものであるときは、本部長が指定する医師2名の診断書

(5) 前各号に掲げるもののほか、事実認定に必要な書類  
3 所属長は、平素の勤務を通じて、被申立者に関する客観的な資料の収集に努めるものとする。  
第1号様式から第9号様式までを次のように改める。

第1号様式(第6条関係)

大分県警察本部長 殿		第 年 月 日
所属長		
<b>免職等事由該当職員認知報告書</b>		
次の者が免職等事由に該当するおそれがあるので、大分県警察条件付採用期間中の職員の免職及び降任の取扱いに関する規程第6条の規定により報告する。		
所属:	階級(職):	
氏名:	( 年 月 日生)	
採用年月日:	年 月 日	
条件付採用期間満了日:	年 月 日	
対象職員	大分県警察条件付採用期間中の職員の免職及び降任の取扱いに関する規程第2条	
免職等事由	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 (該当する□に√印を付すること。)	
免職等事由に該当するおそれがあるとして認められた理由		
所属長の意見		
参考事項	(勤務成績、健康状態、賞罰等)	
添付資料		


令和二年二月十四日

大分県報(警察本部訓令)

二

第2号様式（第9条関係）


### 警告書

(氏名)	(職)
(内容)	
1 あなたは、次のとおり、勤務実績がよくない又はその職に必要な適格性を欠くと評価することができる事実が認められますので、その改善を求めます。	
2 今後、これらの状態が改善されない場合には、免職等の処分が行われる可能性があります。	
3 あなたは、大分県警察条件付採用期間中の職員の免職及び降任の取扱いに関する規程第9条第2項に規定する手続により、この警告書に記載された事実に対する弁明をすることができません。	
(勤務実績がよくない又はその職の適格性を欠くと評価することができる具体的事実)	
年 月 日 任命権者 大分県警察本部長	
	

第3号様式（第9条関係）

大分県警察本部長 殿	年 月 日
所属階級氏名	印
<b>弁明書</b>	
私は、大分県警察条件付採用期間中の職員の免職及び降任の取扱いに関する規程第9条第1項の規定に基づき警告を受けましたが、これに対し、同条第2項の規定により下記のとおり弁明します。	
記	

受診命令書

(氏名) (職)	
(内容) 1 あなたに対して、 年 月 日までに、次の医師2名の診断を受け、診断書を提出するように命じます。 指定医師① _____ 指定医師② _____	
2 この受診は、大分県警察条件付採用期間中の職員の免職及び降任の取扱いに関する規程第2条第2号に該当する可能性があるか否かを確認することを目的とします。	
3 あなたが正当な理由なくこの受診命令に従わない場合は、大分県警察条件付採用期間中の職員の免職及び降任の取扱いに関する規程に基づき、免職等の処分が行われる可能性があります。	
年 月 日 任命権者 大分県警察本部長	
	

大分県警察本部長 殿  所属長	第 号 年 月 日
<b>免職等処分申立書</b>	
大分県警察条件付採用期間中の職員の免職及び降任の取扱いに関する規程第10条第2項の規定により、次の職員の免職等の処分について申し立てる。	
所属： _____ 階級 (職)： _____	
被申立者 氏名： _____ ( 年 月 日生)	
採用年月日： _____ 年 月 日	
条件付採用期間満了日： _____ 年 月 日	
免職等事由 大分県警察条件付採用期間中の職員の免職及び降任の取扱いに関する規程第2条 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 (該当する□に✓印を付すること。)	
申立理由	
添付資料	

第6号様式（第10条関係）

**身 上 調 査 書**

被申立者 所 属 階級（職） 氏 名 生年月日 年齢			
採 用 年 月 日	年 月 日	給 料	級 号給
現 所 属 配 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
条件付採用期間満了日	主たる処分理由		
過去の処分等の履歴 <small>（別紙記載可）</small>	処分日	処分の種別・程度	
	・		
	・		
	・		
勤務成績			
平常の行状			
免職等処分に対する意見			
年 月 日 所属長 階級（職） 氏名			

第7号様式（第11条関係）

条件付採用職員免職等 処分審査委員会委員長 殿 大 分 県 警 察 本 部 長	
<b>免 職 等 処 分 審 査 要 求 書</b>	
大分県警察条件付採用期間中の職員の免職及び降任の取扱いに関する規程第11条の規定により、次の職員について免職等の処分の審査を要求する。	
所 属 階 級（ 職 ） 氏 名	
事 実 の 概 要	
添 付 書 類	
備 考	

第 号  
年 月 日

第8号様式 (第12条関係)

第 号  
年 月 日

殿  
  
条件付採用職員免職等  
処分審査委員会委員長

**免職等処分審査通知書**

あなたの次の事実について、当委員会に審査の要求があったので、大分県警察条件付採用期間中の職員の免職及び降任の取扱いに関する規程第12条第1項の規定により通知します。

なお、口頭審査を要求する場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して5日以内に、口頭審査要求書を所属長を経由して当委員会に提出してください。

事実の概要

	<p>1 あなたが、この通知書の受取を拒否したとき又はこの通知書を受け取った日の翌日から起算して5日以内に口頭審査要求書(第9号様式)を提出しなかったときは、口頭審査を要求しないものとみなします。</p> <p>2 あなたが口頭審査を要求したときは、審査の期日及び場所を、その期日の7日前までに口頭審査通知書により、あなたに通知します。</p> <p>3 あなたは、口頭審査の要求に併せて、審査の期日の3日前までに、証人等要求書(第12号様式)を所属長を経由して当委員会に提出し、証人の呼出しを求め、又は証拠を提出することができます。</p> <p>4 あなたは、口頭審査に代えて、審査の期日の3日前までに、弁明書(第10号様式)を所属長を経由して委員会の審査に提出することができます。</p>
備 考	

第9号様式 (第12条関係)

年 月 日

条件付採用職員免職等  
処分審査委員会委員長

殿  
  
所 属  
階 級  
氏 名  
  
印

**口頭審査要求書**

私は、条件付採用職員免職等処分審査委員会における口頭審査を要求します。

	<p>1 この口頭審査要求書は、所属長を経由して、条件付採用職員免職等処分審査委員会委員長に提出してください。</p> <p>2 あなたが、口頭審査を要求したときは、審査の期日及び場所を、その期日の7日前までに口頭審査通知書により、あなたに通知します。</p> <p>3 あなたは、口頭審査の要求に併せて、審査の期日の3日前までに、証人等要求書(第12号様式)を所属長を経由して当委員会に提出し、証人の呼出しを求め、又は証拠を提出することができます。</p>
備 考	

令和二年二月十四日

大分県報(警察本部訓令)

七

第9号様式の次に次の10様式を加える。

第10号様式（第14条関係）

条件付採用職員免職等 処分審査委員会委員長	殿	年 月 日
	所 属 階 級 氏 名	印

**弁 明 書**

私に対する免職等処分につき、条件付採用職員免職等処分審査委員会の審査が行われるに当たり、その処分事由とされる事項に関し、大分県警察条件付採用期間中の職員の免職及び降任の取扱いに関する規程第14条第3項の規定により、下記のとおり弁明します。

記



第 号  
年 月 日

殿

条件付採用職員免職等  
処分審査委員会委員長

## 口頭審査通知書

年 月 日付けの免職等処分審査通知書により、あなたに通知した事実について、次のとおり当委員会の口頭審査を行うこととしたので出席してください。  
なお、あなたが正当な理由なくこの期日に出席しないときは、書面により審査を行うことがあります。

審査の期日 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分から

審査の場所

参考事項

- 備考
- あなたは、審査の期日の3日前までに、証人等要求書(第12号様式)を所属長を経由して当委員会に提出し、証人の呼出しを求め、又は証拠を提出することができます。
  - あなたは、口頭審査に代えて、審査の期日の3日前までに、弁明書(第10号様式)を所属長を経由して委員会の審査に提出することができます。

年 月 日

条件付採用職員免職等  
処分審査委員会委員長

殿

所 属  
階 級  
氏 名

印

## 証人等要求書

私に関する条件付採用職員免職等処分審査委員会の審査に当たり、下記の事項について、大分県警察条件付採用期間中の職員の免職及び降任の取扱いに関する規程第15条第3項の規定により要求します。

記

- 証人の呼出  
次の証人を呼び出し、次の(2)のことにについて、その証言をさせること。
- 証人  
所属又は住所  
職（職業）及び氏名
  - 証言を求める内容

- 証拠の提出  
次の書面又は物件を証拠として審査に提出すること。
- 証拠とする書面又は物件  
別添のとおり
  - 証拠として提出する理由

備考：該当する事項の□に印を付し、内容を記載すること。

令和二年二月十四日

大分県報（警察本部訓令）

九

第13号様式（第17条関係）

大分県警察本部長 殿 条件付採用職員免職等 処分審査委員会委員長 <b>勅告書</b>		第 号 年 月 日
当委員会は、 年 月 日付け に関する免職等処分審査要求 について審査した結果、次のおり議決したので勅告する。		
審査の日時	年 月 日 時 分から	時 分まで
審査の場所		
委員会の決定		
審査を行った 委員	委員長 委員 委員 委員	委員 委員 委員 委員
委員会の決定 に賛成した委員の署名押印欄	委員長 委員 委員 委員 委員 委員 委員 委員	

第14号様式（第18条関係）

委員会審査記録簿	
開催日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
被申立者	所属 氏名 生年月日
委員	委員長 委員 委員 委員 委員 委員
事実の概要	
審査結果	

第15号様式 (第20条関係)

### 解 雇 予 告 通 知 書

(氏名)	(職)
(通知内容) 大分県警察条件付採用期間中の職員の免職及び降任の取扱いに関する規程に基づき、 年 月 日付けで免職することを労働基準法第20条第1項の規定により通知する。	
年 月 日 任命権者 大分県警察本部長	
印	

第16号様式 (第21条関係)

### 免 職 等 処 分 書

(氏名)	(職)
(処分の内容)	
年 月 日 任命権者 大分県警察本部長	
印	

令和二年二月十四日

大分県報 (警察本部訓令)



免職等処分台帳

番号	事案名	階級等	氏名	年 月 日生	事実の概要
その他					

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第5号

警察本部  
警察学校  
警察署

大分県警察における人事評価に関する規程 (平成28年大分県警察本部訓令第21号)の一部を次のように改正する。

令和2年2月14日

大分県警察本部長 竹 迫 宜 哉

日次中「第4条」を「第5条」に、「人事評価」を「定期評価」に、「第5条-第7条」を「第6条-第8条」に、「第8条-第9条」を「第9条-第11条」に、「第10条-第12条」を「第12条-第14条」に、「第13条」を「第15条」に、「第3章 雑則 (第14条-第17条)」を「第3章 特別評価 (第16条-第18条)」に改める。

第1条中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条第2号を削り、同条第3号中「「警察本部長」」を「「本部長」」に改め、同号を第2号とする。

第17条中「事項は、」の次に「警務部長が」を加え、同条を第27条とし、第16条中「非常勤職員」を「法第22条の2に規定する会計年度任用職員及び法第22条の3に規定する臨時的任用の職員」に改め、同条を第26条とし、第15条を第21条とし、同条の次に次の4条を加える。

(職員の異動への対応)

**第22条** 人事異動により評価者が異動した場合は、特別な事情がある場合を除き、後任の評価者が評価を行うものとする。この場合において、前任の評価者は、後任の評価者が評価の実施に関し特に必要と認められる事項を確実に引き継ぐなど適切に対応するものとする。

2 人事異動により被評価者が異動した場合は、特別な事情がある場合を除き、異動後の評価者が評価を行うものとする。この場合において、異動前の評価者は、異動後の評価者が評価の実施に関し特に必要と認められる事項を確実に引き継ぐなど適切に対応するものとする。

令和二年二月十四日

大分県警 (警察本部訓令)

(苦情対応)

**第23条** 本部長は、第19条ただし書きで開示された人事評価の結果に関する苦情のほか、人事評価に関する苦情を幅広く受け付け、適切に対応するため、警察本部に苦情対応責任者を置き、警務部長をもって充てる。また、警察本部に苦情対応担当者を置き、警務課長をもって充てる。

2 職員から人事評価に関する苦情を受理した場合は、苦情対応担当者は、事実の調査を行い、当該調査結果を苦情対応責任者に報告するものとする。

3 苦情対応責任者は、苦情対応担当者からの報告に基づき、受理した苦情に対して必要な措置を執るものとする。

4 苦情の申出期間は、職員が人事評価の結果を開示された日から起算して1月以内とする。

5 評価者等は、職員が苦情を申し出たことを理由に、当該職員に対して不当に不利益な取扱いをしてはならない。

(人事評価情報の秘密保持等)

**第24条** 評価者、確認者等は、人事評価の実施に当たり職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、かつ、人事評価制度の円滑な運用以外の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 被評価者は、正当な理由がある場合を除き、開示された自らの人事評価の結果を公表してはならない。

(人事評価の結果の活用)

**第25条** 人事評価の結果は、被評価者の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする。

2 評価者は、人事評価の結果を職員の人事育成に積極的に活用しなければならない。

第14条の見出し中「記録」の次に「の管理及び保存期間」を加え、同条中「。以下同じ」を削り、「以下の階級」の次に「(同相当職を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 人事評価の記録の保存期間は3年とし、公開しないものとする。

第14条を第20条に改め、同条の前に次の1条を加える。

(人事評価の結果の開示)

**第19条** 人事評価の結果は、不開示とする。ただし、警務部長が認めた場合は開示するものとする。

第3章を第4章とする。

第13条中「第9条の」を「第10条の」に、「第9条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条を第15条とし、同条の次に次の1章を加える。

**第3章 特別評価**

(特別評価の実施)

**第16条** 第5条の特別評価は、条件付採用期間を評価期間とする。

2 条件付採用期間中の職員のうち、初任科の課程の警察官(以下「初任科生」という。)の特別評価は、次条及び第18条の規定により実施するものとする。

3 条件付採用期間中の職員のうち、初任科生以外の職員の特別評価は、定期評価の例により実施し、第5条に規定する判断の対象となる官職に求められる能力及び業績の発揮の程度に達していると認めるときは、C2以上の評語を付すものとする。

(初任科生の特別評価における評語の付与等)

**第17条** 初任科生の特別評価に当たっては、修業の評定(大分県警察学校教養実施規程(平成17年大分県警察本部訓令甲第12号)第10条第1項の修業の評定をいう。)をもとに、警察学校長の定めるところにより、能力評価の全体評語を付すものとする。

2 全体評語は2段階とする。

3 初任科生の特別評価をする場合において、第4条第2項の発揮した能力の程度が、第5条に規定する判断の対象となる官職に求められる能力の発揮の程度に達していると認めるときは、前項に定める段階のうち上位の段階を付すものとする。

4 特別評価に当たっては、全体評語を付した理由その他参考となる事項を記載するように努めるものとする。

(能力評価の手続に関する規定の準用)

**第18条** 第10条(個別評語に係る部分を除く。)の規定は、初任科生の特別評価の手続について準用する。

第12条中「第9条」を「第10条及び第11条」に改め、同条を第14条とする。

第11条を第13条とし、第10条中「目標」を「推進目標」に改め、「その他の方法」を削り、同条を第12条とする。

第9条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(面談並びに指導及び助言)

**第11条** 評価者は、定期評価の実施に際し、必要に応じて被評価者と面談を行い、被評価者による申告内容、評価の結果及びその根拠となる事実等に基づき、指導及び助言を行うものとする。

第8条を第9条とする。

第7条第1項中「目標」を「推進目標」に改め、同条第3項の表を次のように改める。

評語の種類別		定 義
全体評語 総合評語	個別評語	
A	a	群を抜いて優秀である。
B	b	優秀であるが、抜群とまではいかない。
C 1	c 1	優秀とまではいかないが、標準よりもやや優れている。
C 2	c 2	標準的である。
D	d	標準に及ばず、努力を要する。
E	e	標準を大きく下回り、一層の努力を要する。

第7条第3項の次に次の2項を加え、同条を第8条とする。

4 個別評語、全体評語及び総合評語を付す場合において、能力評価にあつては第4条第2項の発揮した能力の程度が、業績評価にあつては同条第3項の役割を果たした程度が、総合評価にあつては能力評価及び業績評価の結果を総合的に評価した程度が、それぞれ通常のものとするときは、前項の種別のうち、C 2又はc 2の評語を付すものとする。

5 人事評価の実施時期等については、その都度、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）が通知するものとする。

第6条を第7条とし、第5条中「第3条第1項」を「第4条第1項」に、「人事評価」を「定期評価」に改め、同条を第6条とする。

「第2章 人事評価」を「第2章 定期評価」に改める。  
第4条を削る。

第3条の見出しを「定期評価」に改め、同条第1項中「人事評価」を「定期評価」に改め、同条第2項を削り、同条第3項を第2項とし、同条第4項中「目標」を「推進目標」に改め、「その他の方法」を削り、同項を第3項とし、同条第5項を第4項とし、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（特別評価）

第5条 特別評価は、法第22条第1項の条件付採用を正式のものとするか否かについての判断のために行う人事評価をいう。

第2条の次に次の1条を加える。  
（人事評価の種類）

第3条 人事評価は、定期評価と特別評価とする。

別表第1中「第6条」を「第7条」に改め、同表警察学校の部に次のように加える。

初任科の課程の 警察官	警部又は警部補の 階級にある教官	副校長	警察学校長
----------------	---------------------	-----	-------

別表第2中「第6条」を「第7条」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第6号

警 察 本 部  
警 察 学 校  
警 察 署

大分県警察職員分限取扱規程を次のように定める。

令和2年2月14日

大分県警察本部長 竹 迫 宜 哉

大分県警察職員分限取扱規程

目次

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 勤務実績不良職員及び適格性欠如職員に対する措置（第7条・第8条）

第3章 長期心身故障職員に対する措置（第9条－第12条）

第4章 分限処分の手続（第13条－第26条）

第5章 雑則（第27条－第29条）

附 則

第1章 総 則

（趣旨）

第1条 この訓令は、大分県警察職員の分限の手続に関し、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）及び職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和26年大分県条例第54号。以下「条例」という。）並びに大分県人事委員会規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

<p>(1) 職員 大分県警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する大分県警察の職員（地方警務官、条件付採用期間中の職員、臨時的任用職員及び特別職の非常勤職員を除く。）をいう。</p> <p>(2) 分限処分 法第28条第1項若しくは第2項又は条例の規定に基づき、職員をその意に反して、降任し、免職し、休職し、又は降給する処分をいう。</p> <p>(3) 分限手続 分限処分を行うための申立て、審査、処分決定等の手続をいう。</p> <p>(4) 所属長 警察本部の課長、所長、隊長及び室長、警察学校校長並びに警察署長をいう。</p> <p>(5) 勤務実績不良職員 法第28条第1項第1号に該当する可能性のある職員をいう。</p> <p>(6) 適格性欠如職員 法第28条第1項第3号に該当する可能性のある職員をいう。</p> <p>(7) 長期心身故障職員 次に掲げる職員であって、法第28条第1項第2号又は同条第2項第1号に該当する可能性のあるものをいう。</p> <p>ア 3年間の病気休職（法第28条第2項第1号に規定する休職をいう。以下同じ。）の期間が満了するにもかかわらず、心身の故障の回復が不十分で、職務を遂行することが困難であると考えられる者</p> <p>イ 病気休職中であって、今後、職務を遂行することが可能となる見込みがないと判断される者</p> <p>ウ 病気休職（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和26年大分県条例第35号）第9条に規定する病気休職をいう。以下同じ。）又は病気休職を繰り返し返してそれらの取得日数の累計が3年を超え、そのような状態が今後も継続し、職務の遂行に支障があると見込まれる者</p> <p>エ 病気休職から復帰後、6月以内に再度の病気休職（原因である心身の故障の内容が、以前の病気休職の原因である心身の故障の内容と明らかに異なるものを除く。）となり、休職期間が通算して3年に至るにもかかわらず、心身の故障の状態の回復が不十分であり、今後も職務の遂行に支障があると見込まれる者</p> <p>オ その者に付与することができる日数の限度にまで達するもの（分限事由）</p> <p><b>第3条</b> 法第28条第1項第1号の規定により職員を降任し、又は免職することができる場合は、職員の勤務の状況を示す事実に基づき、別に定める指導その他の措置を行ったにもかかわらず、勤務実績が不良なことが明らかな場合とする。</p> <p>2 法第28条第1項第2号の規定により職員を降任し、又は免職することができる場合は、本部長が指定する医師2名によって、長期の療養若しくは休養を要する疾患又は療養若し</p>	<p>くは休養によって治癒し難い心身の故障があると診断され、その疾患若しくは故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合とする。</p> <p>3 法第28条第1項第3号の規定により職員を降任し、又は免職することができる場合は、職員の適格性を判断するに足ると認められる事実に基づき、当該職員の容易に矯正することのできない持続性を有する素質、能力、性格等に基因してその職務の円滑な遂行に支障があり、又は支障を生ずる高度の蓋然性が認められる場合であって、別に定める指導その他の措置を行ったにもかかわらず、適格性を欠くことが明らかな場合とする。</p> <p>4 条例第4条の規定により降格できる場合は、前各項のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>5 条例第4条の規定により降号できる場合は、第1項に該当する場合とする。</p> <p>(分限審査委員会)</p> <p><b>第4条</b> 職員の分限に関する審査をするため、警察本部に分限審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p><b>第5条</b> 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。</p> <p>2 委員長は、本部長をもって充てる。</p> <p>3 委員は、警察本部の各部長、警務部参事官兼首席監察官、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）及び警務部監察課長並びに警察学校長をもって充てる。</p> <p>4 委員長に事故があるときは、警務部長がその職務を代理する。</p> <p>5 委員長は、必要があると認めるときは、第3項の委員以外の者を委員として指名することができる。</p> <p>6 委員会は、委員長及び過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。</p> <p>7 委員会の審査は、委員長及び委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>8 委員会の審査は、これを公開しないものとする。</p> <p>9 委員会の庶務は、警務部警務課において処理するものとする。（除外）</p> <p><b>第6条</b> 委員長及び委員は、自己又はその親族が分限処分を申し立てられた職員（以下「被申立者」という。）であるときその他審査の公正を妨げるおそれがあるときは、審査に参与することができない。</p> <p><b>第2章 勤務実績不良職員及び適格性欠如職員に対する措置</b> (警告書の交付等)</p> <p><b>第7条</b> 本部長は、勤務実績不良職員又は適格性欠如職員（以下「勤務実績不良等職員」という。）に対して別に定める指導を一定期間繰り返し返したにもかかわらず、改善する見込み</p>
--	---



がないと認めるときは、警告書（第1号様式）を交付し、法第28条第1項第1号又は第3号の規定に基づき降任又は免職の処分が行われる可能性がある旨を警告して改善を求めるものとする。

2 前項の規定による警告を受けた職員は、弁明書（第2号様式）を提出することにより、弁明をすることができる。

（所在不明職員に係る報告等）

**第8条** 所属長は、所属の職員が所在不明（職員が無断欠勤し、かつ、当該職員の親族等がその行方を把握していないため、当該職員の所在を知ることができない状態をいう。以下同じ。）となったときは、速やかに、その旨を警務課長に報告するものとする。

2 警務課長は、所属長から所在不明の職員について前項の規定による報告があったときは、当該所在不明の職員のその後の取扱いに関し、当該所属長と所要の協議をするものとする。

3 所在不明となった職員については、その理由に法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分の事由に当たる非違行為があったと疑われる場合その他分限処分を不適当とする理由がある場合を除き、所在不明となつてから30日を経過してもその所在を知ることができないときは、法第28条第1項第3号の規定に基づき分限による免職処分の手続を執るものとする。

### 第3章 長期心身故障職員に対する措置

（長期心身故障職員の報告）

**第9条** 所属長は、所属の職員が新たに第2条第7号に規定する長期心身故障職員に該当することとなったときは、速やかに、長期心身故障職員該当報告書（第3号様式）により、本部長に報告するものとする。

（受診命令等）

**第10条** 本部長は、受診命令書（第4号様式）（第2条第7号オに該当する職員については、受診指示書（第5号様式））により、長期心身故障職員に対し、次の各号の職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について、本部長が指定する医師2名の診断を受け、その診断書を所属長を経由して提出するよう命ずるものとする。この場合において、第2条第7号オに該当する職員が口頭による指導に応ずる場合は、受診指示書によることを要しない。

(1) 第2条第7号アからエまでのいずれかに該当する職員 長期の療養若しくは休養を要する疾患又は療養若しくは休養によつても職務の遂行に支障がある治癒し難い心身の故障があるか否か、及びその疾患若しくは故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれ

に堪えないことが明らかか否かに関する具体的な所見

(2) 第2条第7号オに該当する職員 病名及び病状並びに必要な休養の期間等に関する具体的な所見

（受診命令拒否等の報告）

**第11条** 所属長は、長期心身故障職員が前条第1項の規定により、本部長が指定する医師2名の診断を受け、その診断書を提出しよう命じられた場合において、当該職員が正当な理由なくその診断を受けず、又はその診断書を提出しないときは、その状況を書面に取りまとめ、警務課長に報告するものとする。

（診断結果に基づく処遇に関する事前協議）

**第12条** 警務課長は、所属長から診断書の送付があった場合において、当該診断書の内容が、次の各号の職員の区分に応じ、当該各号に掲げる所見であるときは、その後の職員の処遇に関し、当該所属長と所要の協議をするものとする。

(1) 第2条第7号アからエまでのいずれかに該当する職員 職務の遂行に支障がないまでに回復していない、又は回復することが見込めないとする所見

(2) 第2条第7号オに該当する職員 職務の遂行に支障があるため、長期の休養を要するとする所見

2 警務課長は、所属長から長期心身故障職員の受診等の拒否について前条の規定による報告があったときは、その後の当該職員の処遇に関し、当該所属長と協議をするものとする。

### 第4章 分限処分の手続

（所属長の責務）

**第13条** 所属長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、職員を当該各号に掲げる分限処分とすることについて、分限処分申立書（第6号様式）（法第28条第2項第1号の規定に基づき分限処分については、分限休職処分申立書（第7号様式））により、警務課長を経由して、本部長に申し立てるものとする。

(1) 勤務実績不良等職員に対し、第7条第1項に規定する警告書を交付して一定期間経過後も、改善する見込みがないと判断されるとき 法第28条第1項第1号又は第3号の規定に基づき降任又は免職

(2) 長期心身故障職員の処遇について、前条第1項の規定による警務課長との協議において分限処分が相当であると判断されるとき 法第28条第1項第2号の規定に基づき降任又は免職（第2条第7号オに該当する職員については、法第28条第2項第1号の規定に基づき休職（期間の延長を含む。））

<p>(3) 所在不明職員について、その所在不明の期間が30日を超えるとき 法第28条第1項第3号の規定に基づく免職</p> <p>(4) 職員が刑事事件に関して起訴されたとき 法第28条第2項第2号の規定に基づく休職</p> <p>(5) その他法又は条例に規定する分限事由に該当するとき 当該法又は条例に基づく分限処分</p> <p>2 所属長は、前項の規定による分限処分の申立てに際しては、当該職員が法第28条第1項各号（第4号を除く。）同条第2項各号又は条例に規定する分限事由に該当することについて、所要の調査及び確認をして、これを認定するための資料を取りまとめ、次に掲げる書類を分限処分申立書等に添付するものとする。</p> <p>(1) 身上調査書（第8号様式）</p> <p>(2) 被申立者の聴取書又は始末書（被申立者が供述若しくは始末書の提出を拒んだとき又は所在不明その他やむを得ない事由があり被申立者の聴取書若しくは始末書が得られないときは、所属長が作成する事実調査に関する書面）</p> <p>(3) 関係者の聴取書又は陳述書</p> <p>(4) 被申立者が、法第28条第1項第2号若しくは同条第2項第1号又は条例第4条第1号（法第28条第1項第2号に限る。）に該当する場合は、本部長が指定する医師2名の診断書</p> <p>(5) 被申立者が、法第28条第2項第1号の規定に基づく分限処分で当該職員の願い出がある場合は、当該職員が作成した休職（期間更新）願（第9号様式）</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、事実認定に必要な書類</p> <p>3 所属長は、平素の勤務を通じて、被申立者に関する客観的な資料の収集に努めるものとする。</p> <p>（警務課長等の責務）</p> <p><b>第14条</b> 警務課長は、職員が分限事由のいずれかに該当すると認めるとき又は次項の規定による通報があったときは、当該職員の所属する所属の長に通知した上で、前条の規定に準じて本部長に申し立てなければならぬ。</p> <p>2 警務部監察課長は、職員が分限事由のいずれかに該当し、当該職員を分限処分の手続に付する必要があると認めるときは、警務課長に通報しなければならない。</p> <p>（審査の要求）</p> <p><b>第15条</b> 本部長は、第13条第1項又は前条第1項の規定による申立てを受けた場合において、分限処分を行うに当たり必要があると認めるときは、分限審査要求書（第10号様式）に関係記録を添えて、委員会にその審査を要求するものとする。ただし、次に掲げる分限</p>	<p>処分については、委員会の審査に付することを省略するものとする。</p> <p>(1) 心身の故障による法第28条第2項第1号の規定に基づく分限処分で、当該職員の願い出があるもの</p> <p>(2) 刑事事件に関し起訴されたことによる法第28条第2項第2号の規定に基づく分限処分の必要があると認められるもの</p> <p>(3) 職務に関連する学術調査等に従事することによる条例第3条第1項第1号の規定に基づく分限処分</p> <p>(4) 災害により生死不明等となったことによる条例第3条第1項第2号の規定に基づく分限処分</p> <p>（審査の通知等）</p> <p><b>第16条</b> 委員長は、前条の規定による審査の要求があったときは、審査の期日の14日前までに、その旨を分限審査通知書（第11号様式）により所属長を経由して被申立者に通知しなければならない。ただし、被申立者の所在が明らかでないときは、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書きの場合において、被申立者の所在を知ることができないため、分限審査通知書を送達することができないときは、少なくとも審査の期日の14日前の日から審査の期日の前日まで、これを被申立者の所属する所属庁舎の屋外掲示板に掲示するものとする。</p> <p>3 被申立者は、第1項の通知を受けた場合において、委員会の審査に出席して口頭による審査（以下「口頭審査」という。）を要求しようとするときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して5日以内に口頭審査要求書（第12号様式）を所属長を経由して委員長に提出しなければならない。</p> <p>4 被申立者が分限審査通知書の受取を拒み、又は前項に規定する期間内に口頭審査要求書を提出しないときは、口頭審査を要求しないものとみなす。</p> <p>（勤務に関する指示等）</p> <p><b>第17条</b> 本部長は、第15条の規定による審査を要求した場合において、必要があると認めるときは、所属長に対し、被申立者の勤務に関する必要な指示を行い、又は被申立者が保管する貸与品若しくは支給品を回収し、保管するよう命じるものとする。</p> <p>2 本部長は、前項の措置をした場合において、その必要がなくなつたと認めるときは、所属長に対し、直ちに勤務に関する所要の指示の解除を命じ、又は保管した貸与品若しくは支給品を交付するよう命じるものとする。</p> <p>（委員会の審査）</p> <p><b>第18条</b> 委員長は、第15条に規定する審査の要求があったときは、速やかに委員会を招集</p>
---	--

<p>し、審査を行うものとする。ただし、被申立者が口頭審査を要求したときは、その要求があった日から7日間は、委員会の審査を行うことができない。</p> <p>2 委員会の審査は、書面による審査（以下「書面審査」という。）により行うものとする。ただし、被申立者が第16条第3項の口頭審査を要求したとき又は委員会が必要と認めるときは、被申立者その他関係者に出席を求めて口頭審査を行うことができる。</p> <p>3 前項の規定により書面審査が行われる場合には、被申立者は、その審査の期日の3日前までに、弁明書（第13号様式）を所属長を経由して委員長に提出することができる。（口頭審査の手続）</p> <p><b>第19条</b> 委員長は、第16条第3項の規定による口頭審査の要求を受けたときは、被申立者に対し、審査の期日及び場所を、その期日の7日前までに口頭審査通知書（第14号様式）により通知しなければならない。</p> <p>2 委員長は、必要があると認めるときは、被申立者の所属する所属の長その他の関係者を委員会の口頭審査に出席させ、分限処分に関し必要な説明を求めることができる。</p> <p>3 被申立者は、口頭審査に係る事実について、証人の呼出しを求め、又は証拠を提出しようとするときは、当該審査の期日の3日前までに、証人等要求書（第15号様式）を所属長を経由して委員長に提出しなければならない。</p> <p>4 委員長は、前項に規定する要求を受けたときは、被申立者及びその証人を委員会に呼出し、弁明若しくは証言をさせ、又は提出された証拠を審査しなければならない。ただし、被申立者及びその証人が正当な理由なく出席しないとき又は証拠の提出がなかつたときは、この限りでない。</p> <p>5 委員長は、口頭審査を要求した被申立者が正当な理由なくその期日に出席しないときは、当該口頭審査を書面審査に代えるものとする。（持ち回り審査）</p> <p><b>第20条</b> 委員長は、第18条第2項に規定する書面審査を行う場合において、委員会を開く必要がないと認めるときは、持ち回りによる審査により決定することができる。</p> <p>2 第5条第6項及び第7項の規定は、持ち回りによる審査について準用する。（委員会の勧告）</p> <p><b>第21条</b> 委員会は、分限処分の要否、種類、程度その他必要と認める事項を決定し、委員長から勧告書（第16号様式）により、本部長に勧告するものとする。（委員会の記録）</p> <p><b>第22条</b> 警務課長は、委員会における審査の日時、出席者、審査の内容等について、委員会審査記録簿（第17号様式）により、その内容を明らかにしておくものとする。</p>	<p>（処分執行の決定）</p> <p><b>第23条</b> 本部長は、第21条の勧告があつた場合又は第15条各号に該当する場合において、分限処分の必要があると認めるときは、その処分を決定するものとする。</p> <p>2 本部長は、長期心身故障職員について法第28条第2項第1号の規定により休職とする場合の休職の期間については、当該職員の休養を要する程度に応じ、3年を超えない範囲内において、それぞれ個々の状況に依じて定めるものとする。</p> <p>3 第13条第1項及び第2項、第15条並びに前項の規定は、法第28条第2項第1号の規定による休職の期間の延長について、準用する。（解雇の予告）</p> <p><b>第24条</b> 法第28条第1項の規定によりその意に反して職員を免職しようとする場合において、その処分の事由が労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条第1項に規定する被申立者の責めに帰すべき事由に該当しないものであるときは、同項の規定に基づき、少なくとも免職の日の30日前までに、解雇予告通知書（第18号様式）により、当該職員に解雇の予告をするものとする。（分限処分の執行等）</p> <p><b>第25条</b> 分限処分は、処分を受けべき職員（以下「被処分者」という。）に対し、分限処分書（第19号様式）及び処分説明書（第20号様式）を所属長を経由して交付することにより行うものとする。ただし、被処分者が分限処分書及び処分説明書の受取を拒んだときは、その時に交付があつたものとみなす。</p> <p>2 前項の規定による分限処分書及び処分説明書の交付は、被処分者の所在を知ることができない場合においては、その内容を大分県報に登載することをもってこれに代えることができるものとし、登載された日から2週間を経過したときに分限処分書及び処分説明書の交付があつたものとみなす。（失職）</p> <p><b>第26条</b> 所属長は、所属の職員（条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員を含む。この条において同じ。）が法第28条第4項の規定に該当するときは、警務課長を経由して直ちに本部長に報告しなければならない。</p> <p>2 本部長は、所属長を通じて、失職通知書（第21号様式）により、失職したことを当該職員に通知するものとする。</p> <p><b>第5章 雑則</b> （復職の上申）</p> <p><b>第27条</b> 休職中の職員が復職を希望するときは、復職願（第22号様式）に当該休職の事由が</p>
--	---

なくなつた事実を認定するために必要な資料を添付し、所属長を経由して本部長に願ひ出なければならぬ。

2 所属長は、前項の願ひ出があつたときその他休職中の職員について、その休職の事由がなくなたため復職させる必要があると認めるときは、当該職員の復職の発令について、速やかに、復職上申書（第23号様式）により、当該休職の事由がなくなた事実を認定し得る資料（心身の故障による休職からの復職の場合は、本部長が指定する医師2名の診断書）を添えて、警務課長を経由して本部長に上申するものとする。

3 復職の発令は、人事異動通知書（人事記録に関する規則（昭和34年大分県人事委員会規則第7号）様式第1号）により行うものとする。

（分限簿）

**第28条** 警務課長は、分限簿（第24号様式）及び分限処分台帳（第25号様式）を備え、分限処分があつた都度、処分種別ごとに記録するものとする。

（委任）

**第29条** この訓令に定めるもののほか、職員の分限の取扱いに關し必要な事項は、警務部長が別に定める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。  
（大分県警察職員分限取扱規程の廃止）
- 2 大分県警察職員分限取扱規程（平成14年大分県警察本部訓令甲第17号）は、廃止する。

第1号様式（第7条関係）

警 告 書

(氏名)		(職)	
(内容)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 あなたは、次のとおり、勤務実績不良又は適格性欠如と評価することができると認められますので、その改善を求めます。</li> <li>2 今後、これらの状態が改善されない場合には、地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号の規定に基づいて分限処分（免職・降任）が行われる可能性があります。</li> <li>3 あなたは、大分県警察職員分限取扱規程第7条第2項に規定する手続により、この警告書に記載された事実に対する弁明をすることができます。</li> </ol>		
(勤務実績の不良又は適格性の欠如と評価することができる具体的事実)			
年 月 日			
任命権者 大分県警察本部長	[印]		

年 月 日

大分県警察本部長 殿

所 属  
階 級  
氏 名

印

## 弁 明 書

私は、大分県警察職員分限取扱規程第7条第1項の規定に基づき、警告を受けましたが、これに対し、同条第2項の規定により下記のとおり弁明します。

記

第 号

年 月 日

大分県警察本部長 殿

所属長

## 長期心身故障職員該当報告書

所属職員が次のとおり長期心身故障職員に該当することになったので、大分県警察職員分限取扱規程第9条の規定により報告します。

所属：	階級 (職)：	年齢 (職)：	年 月 日 (日生)
該当職員 氏名：	採用：	年 月 日	現階級昇任： 年 月 日
	現所属配置：	年 月 日	現職配置： 年 月 日
傷 病 名			
療養場所			
医療機関			
療養開始	年 月 日		
病气休暇	年 月 日から	年 月 日まで (年 月)	
療養命令	年 月 日から	年 月 日まで (年 月)	
休職期間 (既往)	年 月 日から	年 月 日まで (年 月)	
休職見込み	年 月 日から	年 月 日まで	
発病 (負傷) 後の経過			

所属長の意見

令和二年二月十四日

大分県報 (警察本部訓令)

一一一

第4号様式（第10条関係）  
受診命令書

(氏名)	(職)
(内容)	
1 あなたに対して、 年 月 日までに、次の医師2名の診断を受け、診断書を提出するように命じます。 指定医師① _____ 指定医師② _____	
2 この受診は、地方公務員法第28条第1項第2号に該当する可能性があるか否かを確認することを目的とするものです。	
3 あなたが正当な理由なくこの受診命令に従わない場合は、地方公務員法第28条第1項第3号に該当するものとして、分限処分が行われる可能性があります。	
年 月 日 任命権者 大分県警察本部長	印

第5号様式（第10条関係）  
受診指示書

(氏名)	(職)
(指示事項)	
1 あなたに対して、 年 月 日までに、次の医師2名の診断を受け、診断書を提出するように指示します。 指定医師① _____ 指定医師② _____	
(注意事項) この受診は、地方公務員法第28条第2項第1号に該当する可能性があるか否かを確認することを目的とするものです。	
年 月 日 任命権者 大分県警察本部長	印

第6号様式 (第13条関係)

第 号  
年 月 日

大分県警察本部長 殿

所属長

分 限 処 分 申 立 書

大分県警察職員分限取扱規程第13条の規定により次の職員の分限処分について申し立てる。

所属：	階級 (職)：			
	氏名：	年齢	歳 ( 年 月 日生)	
被申立者	採用：	年 月 日	現階級昇任：	年 月 日
	現所属配置：	年 月 日	現職配置：	年 月 日
分限処分事由				
分限処分の種別				
申立理由				
添付資料				

第7号様式 (第13条関係)

第 号  
年 月 日

大分県警察本部長 殿

所属長

分 限 休 職 処 分 申 立 書

所属職員が長期心身故障職員に該当することになったので、大分県警察職員分限取扱規程第13条の規定により、次の職員の分限処分を申し立てる。

所属：	階級 (職)：			
	氏名：	年齢	歳 ( 年 月 日生)	
被申立者	採用：	年 月 日	現階級昇任：	年 月 日
	現所属配置：	年 月 日	現職配置：	年 月 日
傷病名				
療養場所				
医療機関				
療養開始	年 月 日	年 月 日まで ( 年 月 )		
病气休暇	年 月 日から	年 月 日まで ( 年 月 )		
療養命令	年 月 日から	年 月 日まで ( 年 月 )		
休職期間 (既往)	年 月 日から	年 月 日まで ( 年 月 )		
休職見込み	年 月 日から	年 月 日まで		
発病 (負傷) 後の経過				
所属長の意見				

令和二年二月十四日

大分県報 (警察本部訓令)

令和二年二月十四日

大分県報（警察本部訓令）

二四

第8号様式（第13条関係）

身 上 調 査 書			
被申立者		所 属	
階級（職）		氏 名	
生年月日		年齢	
採用年月日	年 月 日	給 料	級 号給
現所属配置年月日	年 月 日	主な処分理由	
過去の処分等の履歴	処分日	処分の種別・程度	
(別紙記載可)	・	・	
勤務成績			
平常の行状			
分限処分に 対する意見			
所属長 階級(職)		氏名	年 月 日 印

第9号様式（第13条関係）

大分県警察本部長 殿		年 月 日
所 属		印
階 級		
氏 名		
(代書の場合) 代書者氏名		
総 所		
<b>休 職 (期間更新) 願</b>		
私は、地方公務員法第28条第2項第1号に規定する心身の故障により、 年 月 日から 休 職 をしたので承諾願います。 年 月 日から 休職期間の更新		
休 職 理 由		
休職見込み期間	年 月 日から 年 月 日まで	
病気休暇取得期間	年 月 日から 年 月 日 ( 日間)	
休職期間更新の場合の休職既往期間	休職発令日 休職期間更新状況 第1回更新 第2回更新 第3回更新	
添付資料		
備 考	(注) この願出書には、願出に係る休職の必要性を証明する書類（医師の診断書等）又はその写しを添付すること。 (注) 職員が心身の故障により、休職（期間更新）願を作成できない場合は、職員の親族が代わって作成することができる。	



第10号様式 (第15条関係)

第 号  
年 月 日

分限審査委員会委員長 殿

大分県警察本部長

**分 限 審 査 要 求 書**

大分県警察職員分限取扱規程第15条の規定により、次の職員について分限処分の審査を要求する。

所属 階級 (職) 氏名	
事実の概要	
添付書類	
備考	

第11号様式 (第16条関係)

第 号  
年 月 日

殿

分限審査委員会委員長

**分 限 審 査 通 知 書**

あなたの次の事実について、当委員会に審査の要求があったので、大分県警察職員分限取扱規程第16条第1項の規定により通知します。  
なお、口頭審査を要求する場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して5日以内に、口頭審査要求書を所屬長を経由して当委員会に提出してください。

事実の概要	
備考	<p>1 あなたが、この通知書の受取を拒否したとき又はこの通知書を受け取った日の翌日から起算して5日以内に口頭審査要求書(第12号様式)を提出しなかったときは、口頭審査を要求しないものとみなします。</p> <p>2 あなたが口頭審査を要求したときは、審査の期日及び場所を、その期日の7日前までに口頭審査通知書により、あなたに通知します。</p> <p>3 あなたは、口頭審査の要求に併せて、審査の期日の3日前までに、証人等要求書(第15号様式)を所屬長を経由して当委員会に提出し、証人の呼出しを求め、又は証拠を提出することができます。</p> <p>4 あなたは、口頭審査に代えて、審査の期日の3日前までに、弁明書(第13号様式)を所屬長を経由して委員会に提出することができます。</p>

令和二年二月十四日

大分県報 (警察本部訓令)

第12号様式（第16条関係）

年 月 日

分限審査委員長 殿

所 属  
階 級  
氏 名  
印

口 頭 審 査 要 求 書

私は、分限審査委員会における口頭審査を要求します。

備 考	<ol style="list-style-type: none"><li>この口頭審査要求書は、所属長を経由して、分限審査委員会委員長に提出してください。</li><li>あなたが、口頭審査を要求したとき又は当委員会の委員長において口頭審査が必要と認めるときは、審査の期日及び場所を、その期日の7日前までに口頭審査通知書により、あなたに通知します。</li><li>あなたは、口頭審査の要求に併せて、審査の期日の3日前までに、証人等要求書（第15号様式）を所属長を経由して当委員会に提出し、証人の呼出しを求め、又は証拠を提出することができます。</li></ol>
-----	---

第13号様式（第18条関係）

年 月 日

分限審査委員長 殿

所 属  
階 級  
氏 名  
印

弁 明 書

私に対する分限処分につき、分限審査委員会の審査が行われるに当たり、その処分事由とされる事項に関し、大分県警察職員分限取扱規程第18条第3項の規定により、下記のとおり弁明します。

記

記
---

第 号  
年 月 日

殿

分限審査委員会委員長

## 口 頭 審 査 通 知 書

年 月 日付けの分限審査通知書により、あなたに通知した事実について、次のとおり当委員会の口頭審査を行うこととしたので出席してください。  
なお、あなたが正当な理由なくこの期日に出席しないときは、書面により審査を行うことがあります。

審査の期日

年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分から

審査の場所

参考事項

- 備考
- あなたは、審査の期日の3日前までに、証人等要求書(第15号様式)を所屬長を経由して当委員会に提出し、証人の呼出しを求め、又は証拠を提出することができます。
  - あなたは、口頭審査に代えて、審査の期日の3日前までに、弁明書(第13号様式)を所屬長を経由して委員会の審査に提出することができます。

年 月 日

分限審査委員会委員長 殿

所 属  
階 級  
氏 名

印

## 証 人 等 要 求 書

私に関する分限審査委員会の審査に当たり、下記の事項について、大分県警察職員分限取扱規程第19条第3項の規定により要求します。

記

- 証人の呼出  
次の証人を呼び出し、次の(2)のことにについて、その証言をさせること。
- 証人  
所屬又は住所  
職 (職業) 及び氏名
  - 証言を求める内容

- 証拠の提出  
次の書面又は物件を証拠として審査に提出すること。
- 証拠とする書面又は物件  
別添のとおり
  - 証拠として提出する理由

備考：該当する事項の□に印を付し、内容を記載すること。

令和二年二月十四日

大分県報 (警察本部訓令)

一七

第16号様式（第21条関係）

大分県警察本部長 殿 分限審査委員会委員長		第 号
当委員会は、 年 月 日付け 勅告書 に関する分限審査要求について 審査した結果、次のとおり議決したので勅告する。		年 月 日
審査の日時	年 月 日 時 分から	時 分まで
審査の場所		
委員会の決定		
審査を行った委員	委員長 委員 委員 委員	委員 委員 委員 委員
委員会の決定に賛成した委員の署名押印欄	委員長 委員 委員 委員 委員 委員 委員 委員 委員 委員	

第17号様式（第22条関係）

委員会審査記録簿	
開催日時	年 月 日 時 分 ～ 時 分
被申立者	所属 氏名 生年月日
委員	委員長 委員 委員 委員
委員	委員 委員 委員 委員
事実の概要	
審査結果	

第18号様式（第24条関係）

### 解 雇 予 告 通 知 書

(氏名)	(職)
(通知内容) 地方公務員法第28条第1項第 号により、 年 月 日付けで免職すること を労働基準法第20条第1項の規定により通知する。	
年 月 日 任命権者 大分県警察本部長	
印	

第19号様式（第25条関係）

### 分 限 処 分 書

(氏名)	(職)
(処分の内容)	
年 月 日 任命権者 大分県警察本部長	
印	

令和二年二月十四日

大分県報（警察本部訓令）



第22号様式 (第27条関係)

大分県警察本部長 殿		年 月 日
所属 階級 氏名		印
<b>復 職 願</b>		
年 月 日から休職を命ぜられていますが、復職させていただきたいので、関係書類を添えて願います。		
被処分者	所属： 階級 (職)：	氏名： ( 年 月 日生)
休職の事由	年 月 日から	
休職期間	年 月 日まで ( 年 月)	
休職の事由が心身の故障の場合	傷病名	
	療養場所	
	医療機関	
	病気休暇	年 月 日から 年 月 日まで
復職 (希望) の予定	年 月 日	
復職の理由		
添付書類		

第23号様式 (第27条関係)

大分県警察本部長 殿		所属長	年 月 日
<b>復 職 上 申 書</b>		所属長	
所属職員の次の者は、休職された者であるが、職員から復職の願い出、又は復職の必要があるので、復職を申し立てる。			
被処分者	所属： 階級 (職)：	氏名： ( 年 月 日生)	
	採用： 年 月 日	現階級昇任： 年 月 日	
	現所属配置： 年 月 日	現職配置： 年 月 日	
休職事由	年 月 日から 年 月 日まで		
休職発令期間	(累計 年 月) 年 月 日		
	休職発令日 年 月 日		
	第1回更新 年 月 日		
	第2回更新 年 月 日 ( 年 月 日まで)		
休職事由が心身の故障の場合	傷病名	年 月 日	
	療養場所	年 月 日	
	医療機関	年 月 日	
	療養開始	年 月 日	
病気休暇	年 月 日から 年 月 日まで		
復職予定日	年 月 日から		
休職事由の消滅の状況又は心身の故障の回復の状況			
所属長の意見 (復職後の措置等)			

令和二年二月十四日

大分県報 (警察本部訓令)





○ 告 示

大分県告示第八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和二年二月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

臼杵市野津町大字泊字中畑一〇四番（次の図に示す部分に限る。）、一二三七番一、

一二三七番二、一二三七番三、字台一二四四番一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに臼杵市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和二年二月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

津久見市大字津久見字ミウチ四一八八番四（次の図に示す部分に限る。）、四一八八番

九

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに津久見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和二年二月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市蒲江大字西野浦字小網代上一六六二番一、一六六四番から一六六九番まで、字小網代上道一六七〇番二、字中河原一六七二番一、一六七二番二、字中河原ノ上一七八〇番、一七八一番一、一七八一番三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字小網代上一六六二番一・一六六九番・字小網代上道一六七〇番二（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

令和二年二月十四日

大分県報（告示）

- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第八十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和二年二月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 保安林予定森林の所在場所  
佐伯市蒲江大字西野浦字越ノ浦二七二番、二七二番、二八三番、二八五番、二八六番、二八八番から二九〇番まで、二九二番、二九三番一、二九三番二、二九四番、二九六番一、二九七番二、三〇二番二
- 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。  
字越ノ浦二七二番・二七二番・二九六番一(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第八十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和二年二月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 保安林予定森林の所在場所  
中津市山国町中摩字請ノ口一四一番二、字鳶ガ城一四八番一
- 二 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。  
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第八十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和二年二月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 保安林予定森林の所在場所  
中津市耶馬溪町大字川原口字小夏山二二三九番一、二二四〇番一、二二四〇番二、二二四〇番八、二二四一番二
- 二 指定の目的  
水源の涵養
- 三 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年二月十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年二月十四日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別		敷地の幅員	延長
		後	前		
県道山袋久々姥線	宇佐市大字山下字福ノ神六九番地先から 宇佐市大字山下字妙見ノ下四一一番二まで	一四・六 〃 七・六	八・四 〃 三・六	メートル	メートル
		一三七・二	一三七・二		

○ 公 告

令和二年度大分県立農業大学校農学部を次のとおり二次募集する。  
令和二年二月十四日

一 募集定員 若干名  
大分県知事 広瀬勝貞

令和二年二月十四日

- 二 学科  
総合農産科 水田・野菜コース 花きコース 果樹コース
- 三 修業年限  
二年
- 四 入学料  
五千六百五十円
- 五 授業料  
年額 十一万八千八百円
- 六 受験資格  
次のいずれかに該当する者
  - 1 高等学校を卒業した者及び令和二年三月卒業見込みの者
  - 2 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条の規定に該当する者
- 七 試験方法
  - 1 筆記試験
  - 2 面接試験
- 八 筆記試験の科目  
必須科目 国語総合及び数学Ⅰ  
選択科目 生物基礎、コミュニケーション英語Ⅰ（英語Ⅰ）、農業と環境のうちから一科目選択
- 九 出願手続  
入学願書に次の書類及び入学考査料（二千二百円）を添えて大分県立農業大学校に提出すること。
  - 1 受験票
  - 2 最終学校の調査書（短大等を卒業した者は成績証明書を提出すること。）
  - 3 写真（最近三箇月以内に撮影した無帽・正面・上半身で縦4cm×横3cmのもの）二葉（裏に氏名を明記すること。）
  - 4 健康診断書（平成三十年以前に高等学校等を卒業した者のみ必要）
  - 5 履歴書（平成三十年以前に高等学校等を卒業した者のみ必要）
  - 6 返信用封筒（定形長型三号封筒に四百四円切手を貼り、郵便番号、住所、宛名を明記し、「農学部入学試験受験票在中」と朱書きすること。）
- 十 願書受付期間  
令和二年二月二十日（木）から同年三月五日（木）まで。ただし、郵送の場合は同日の

大分県報（告示・公告）

消印のあるものまで受け付ける。

十一 試験期日

令和二年三月十六日（月）午前九時から

十二 試験場所

豊後大野市三重町赤嶺二千三百二十八番地一

大分県立農業大学校

十三 合格発表

令和二年三月十七日（火）正午に大分県立農業大学校で行うとともに本人宛てに通知する。

十四 その他

受験についての問合せは、大分県立農業大学校教務課（電話〇九七四―二二―七五八二）にすること。

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次のとおり国東土木事務所長から公共測量を終了した旨の通知があった。

令和二年二月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類

公共測量（航空レーザ測量、地図情報レベル五百）

二 作業の地域

国東市

三 作業の終了日

令和二年一月二十日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和二年二月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

杵築市大字杵築字北浜六百六十五番二百二ほか二十六筆及び六百六十五番百九十六ほか九筆の各一部（一工区）

二 開発区域の面積

一万七百八十六・二五平方メートル（一工区）

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

杵築市大字杵築三百七十七番地一

杵築市長 永 松 悟

四 完了検査年月日

令和二年一月二十七日